

## 茨木市養育費確保等支援事業補助要綱

### (目的)

第1 この要綱は、養育費が元の配偶者から支払われず経済的に困窮しているひとり親家庭に対し、市が補助金を交付することにより養育費を確実に受け取る枠組みを整え、もってひとり親等（児童扶養手当の受給を受けている者又は同等の所得水準にある者。以下同じ。）の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることを目的とする。

### (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 公正証書等作成事業
- (2) 養育費保証事業

### (対象者)

第3 補助金の交付対象者は、交付申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市に居住するひとり親等又は配偶者等からの暴力を理由に避難し、交付申請時において居住している本市にその住民票を移していないひとり親等であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の要件に該当する者とする。

#### (1) 公正証書等作成費補助事業

- ア 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- イ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ウ 養育費の取り決めに係る経費を負担した者
- エ 過去に同一の児童を対象として、国又は地方公共団体（本市を含む。）から公正証書等作成に関する補助金の交付を受けていない者
- オ 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

#### (2) 養育費保証料補助事業

- ア 養育費の取り決めに係る債務名義を有している者
- イ 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- ウ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- エ 過去に同一の児童を対象として、国又は地方公共団体（本市を含む。）から養育費保証に関する補助金の交付を受けていない者
- オ 納付すべき納期限の到来した市税を完納している者

### (補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助金の交付申請者が負担した費用で、次の各号に

掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書等作成事業 次に掲げる経費

- ア 養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- イ 家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代
- ウ 戸籍謄本等添付書類取得費用及び連絡用の郵便切手代

(2) 養育費保証事業 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費（当該契約を締結した日の属する年度（第5において「契約初年度」という。）及びその翌年度（第5において「契約翌年度」という。）に要した経費に限る。）

（補助金額）

第5 補助額は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 公正証書等作成事業 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

- ア 第4第1号に掲げる経費の合計額
- イ 30,000円

(2) 養育費保証事業 次に掲げる額

- ア 契約初年度にあつては、当該契約に係る養育費1月分に相当する額と50,000円のいずれか少ない額
- イ 契約翌年度にあつては、当該契約に係る養育費0.5月分に相当する額と25,000円のいずれか少ない額

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとするものは、公正証書等作成に係る補助を受けようとする者にあつては、公正証書等を作成した日から1年以内、養育費保証料に係る補助を受けようとする者にあつては、養育費保証契約を締結した日の属する年度内に、養育費確保等支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本
- (2) 世帯員全員の住民票の写し、児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
- (3) 補助対象となる経費の領収書等
- (4) 公正証書等作成事業に係る補助金を申請する場合にあつては、公正証書等の写し
- (5) 養育費保証事業に係る補助金を申請する場合にあつては、強制執行認諾約款付き公正証書、調停証書、確定判決その他の養育費の取り決めに交わしたことがわかる文書の写し

(6) 養育費保証事業に係る補助金を申請する場合にあっては、保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間は1年以上のものに限る。）

(7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び補助金額について決定する。

2 市長は、交付を適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し養育費確保等支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、申請者に対し養育費確保等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（申請の取下げ）

第8 申請者は第7第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容に付された条件に不服があり、申請を取下げようとするときは、養育費確保等支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

（交付の時期）

第9 市長は、補助金の交付を決定したときは、決定した日から起算して概ね30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（補助の取消し等）

第10 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、補助金を減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(3) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、養育費確保等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月26日から実施し、令和3年1月4日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市養育費確保等支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所

氏 名

㊞

（自署の場合は押印不要）

電話番号

### 養育費確保等支援事業補助金交付申請書兼請求書

養育費確保等支援事業補助金の交付を次のとおり申請及び請求します。

なお、補助金の交付にあたり必要な事項の確認のための公簿等の閲覧、市税等の課税・納付状況に関する調査及び領収書、養育費の取り決めをした文書、保証会社と締結した養育費保証契約書等の写しを取ることに同意します。

- 1 補助対象事業 ※該当事業にチェックを入れてください。
  - 公正証書等作成事業
  - 養育費保証事業
  
- 2 交付申請・請求額 \_\_\_\_\_ 円
  
- 3 添付書類 ※該当書類にチェックを入れてください。
  - 当該ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本
  - 世帯員全員の住民票の写し、児童扶養手当証書の写し又は児童扶養手当支給決定通知書の写し
  - 補助対象となる経費の領収書等
  - 公正証書等の写し【公正証書等作成費補助の場合必須】
  - 養育費の取り決めをした文書の写し（強制執行認諾約款付き公正証書、調定証書又は確定判決）【養育費保証料補助の場合必須】
  - 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間は1年以上のものに限る。）【養育費保証料補助の場合必須】
  - 通帳又はキャッシュカードの写し
  - その他市長が必要と認めるもの

- 4 補助金振込口座 ※申請者本人名義の普通預金口座に限る

金融機関名	
支店名	
口座番号	
口座名義（カタカナ）	

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

養育費確保等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の養育費確保等支援事業補助金は、茨木市養育費確保等支援事業補助要綱第7第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

養育費確保等支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付け申請の養育費確保等支援事業補助金は、茨木市養育費確保等支援事業補助要綱第7第3項の規定により、次の理由により不交付と決定したので通知します。

記

<交付しない理由>

年 月 日

茨木市長

印

様式第4号（第8関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

住 所

氏 名

⑩

（自署の場合は押印不要）

電話番号

養育費確保等支援事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け茨木市指令第 号で交付決定通知のあった  
養育費確保等支援事業補助金について、茨木市養育費確保等支援事業補助要綱第  
8の規定により、申請を取り下げます。

記

<取下げの理由>

様式第5号（第10関係）

茨木市指令 第 号

住 所  
氏 名 様

養育費確保等支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け茨木市指令第 号で交付決定通知のあった  
養育費確保等支援事業補助金について、茨木市養育費確保等支援事業補助要綱第  
10の規定により、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知しま  
す。

記

<取消理由>

年 月 日

茨 木 市 長

印